

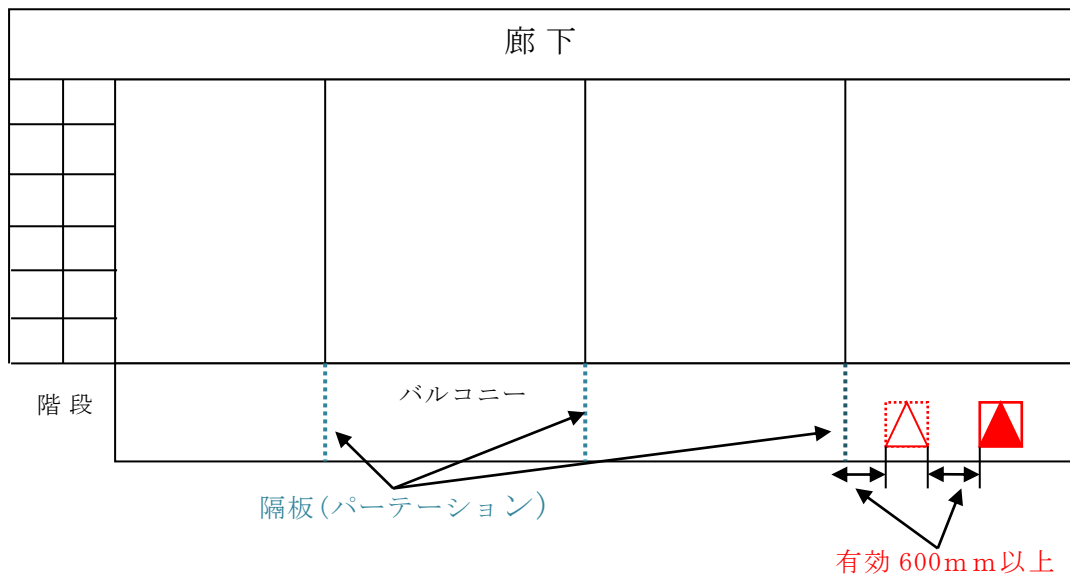
第3節 避難設備

第1 避難器具

1 避難器具設置に関する留意点(第3-1-1図参照)

- (1) 避難器具の設置場所は、階段から最遠箇所等、二方向避難が可能な場所とすること。
- (2) 避難ハッチの吊元は原則建物側とすること。
- (3) 避難ハッチ間及び隔板からの離隔距離は、600mm以上とすること。

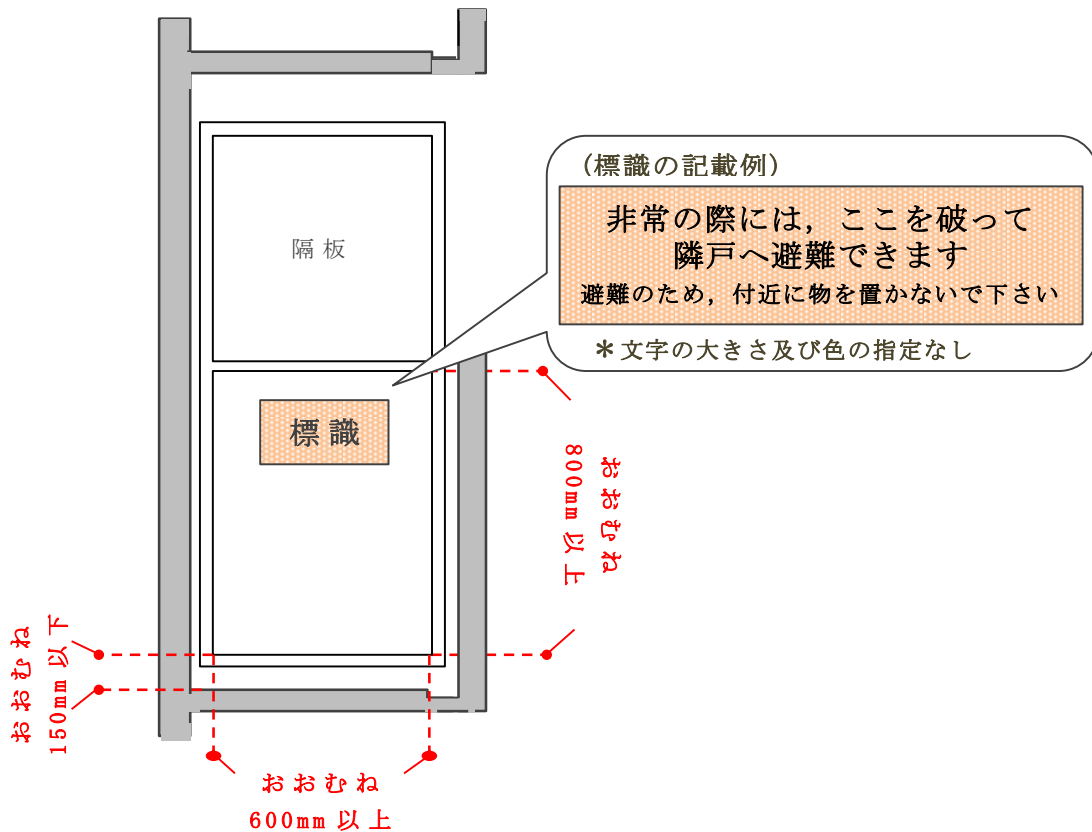
避難器具設置例



第3-1-1図

2 バルコニー隔板の仕様(第3-1-2図参照)

- (1) 容易に破壊できるものであること。
- (2) 有効開口部については、おおむね幅600mm以上、高さ800mm以上とすること。
- (3) 床面から有効開口部下端までの高さは、おおむね150mm以下とすること。
- (4) 隔板の両面に「ここを破って隣戸に避難できます」、「この付近に物を置かないで下さい」等の2つの注意書きを記した標識を表示すること。



第3-1-2図

3 特定一階段等防火対象物又はその部分に設ける避難器具

(1) 省令第27条第1項第1号イに規定する「安全かつ容易に避難することができる構造のバルコニー等」とは、おおむね 2m^2 以上の床面積を有し、かつ、床面からの高さが 1.1m 以上の手すりその他の転落防止のための措置を講じた直接外気に開放されたバルコニー、同一フロアの屋上その他これらに準じるものであることをいうものであること。この場合、避難器具用ハッチに格納された避難器具以外の避難器具を用いるものについては、手すりを 1.2m 以下の高さ又は避難上支障のないようにステップ等を設ける必要があること。

(2) 省令第27条第1項第1号ロに規定する「常時、容易かつ確実に使用できる状態」とは、避難はしご、避難用タラップ（固定式に限る。）、滑り台、滑り棒、緩降機等を常時、組み立てられた状態で設置する等、避難器具が常時、使用できる状態で設置された場合をいうこと。

例えば、緩降機の場合、調整器の安全環がアーム先端の吊り輪に掛けられ、止め金具を確実に締め上げ、容易に取り外せない状態で設置されているもの又は支柱を伸長した状態で設置されているもの。固定式以外の避難はしごの場合、開口部に常時吊り下げているものについても、適合するものであること。

4 防火対象物の利用状況に応じた避難器具の設置種別について

避難器具の設置及び維持に関する技術上の基準は消防法施行令第25条第2項に規定するほか、防火対象物の利用状況を踏まえ、次によること。

(1) 病院、社会福祉施設関係、幼稚園、保育園等の避難が困難な者が利用する防火対象物に設置する避難器具については、滑り台又は救助袋とす

- ること。
- (2) 劇場，映画館，百貨店，学校等の多数の者が利用する施設でその建物の階の床面積が1,000㎡を超える防火対象物に設置する避難器具については，滑り台又は救助袋とすること。

第2 誘導灯及び誘導標識

1 この項において用いる用語の定義は、次による。

(1) 「居室」とは、建基法第2条第4号に定める執務，作業，集会，娯楽その他これらに類する目的のため継続的に使用する室及び駐車場，機械室，倉庫その他これらに相当する室（継続的に使用することのない出入口が容易に見とおすことができる小規模な自動車車庫，収納庫，更衣室その他これらに相当する室を除く。）をいう。

(2) 「避難施設」とは，避難階若しくは地上に通ずる直通階段（傾斜路を含む。），直通階段の階段室，当該付室の出入口又は直接屋外へ通ずる出入口をいう。

(3) 「廊下等」とは，避難施設に通ずる廊下又は通路をいう。

(4) 「主要な避難口」とは，次に掲げる避難口をいう。

ア 避難階

屋内から直接地上に通ずる出入口（付室が設けられている場合にあつては，当該付室の出入口）

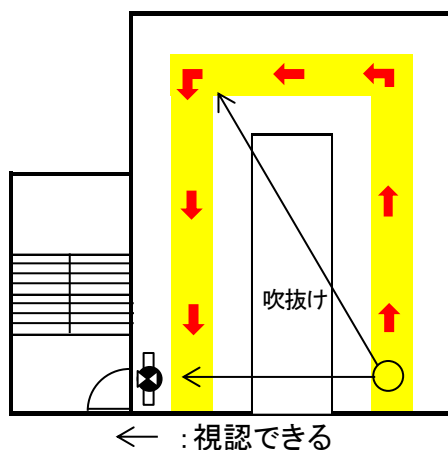
イ 避難階以外の階

直通階段の出入口（付室が設けられている場合にあつては，当該付室の出入口）

(5) 「容易に見とおし，かつ，識別することができる」とは，建築物の構造，什器等の設置による避難施設又は誘導灯の視認の障害がないことをいう。

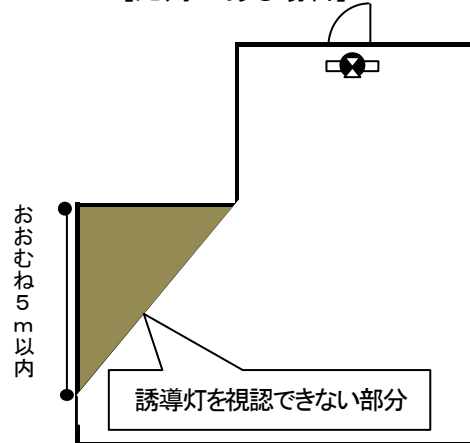
なお，吹き抜け等がある場合は，避難経路を含めて視認が必要であること。ただし，避難施設又は誘導灯が障害物により視認できない場合であっても，人が若干移動（おおむね5m以内）することにより避難施設又は誘導灯を視認できる場合は，この限りでない（第3-2-1図及び第3-2-2図参照）。

[吹き抜けが等がある場合]



第3-2-1図

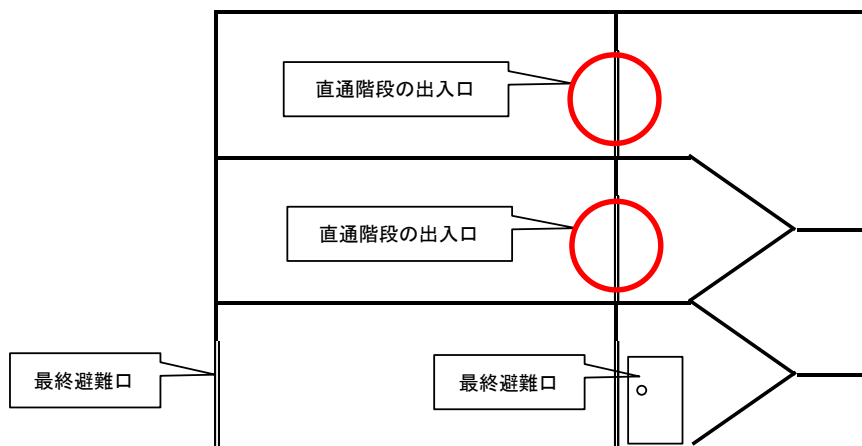
[死角がある場合]



第3-2-2図

(6) 「最終避難口」とは，屋内から直接地上へ通ずる出入口（付室が設けられている場合にあつては，当該付室の出入口）をいう（第3-2-3図参照）。

(7) 「直通階段の出入口」とは，地上に通ずる直通階段（傾斜路を含む。）の階段室及びその付室の出入口をいう（第3-2-3図参照）。

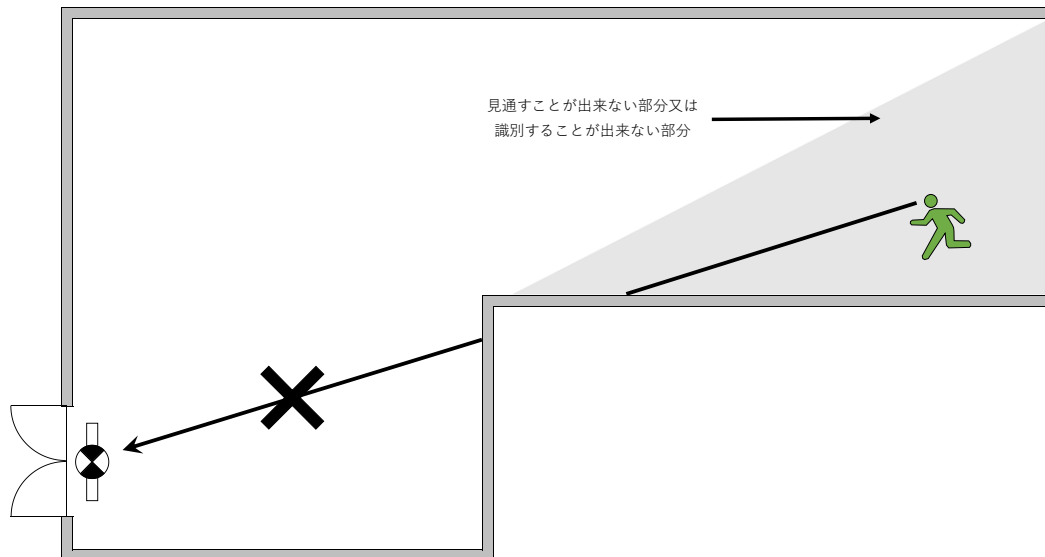


第3-2-3図

2 誘導灯の有効範囲

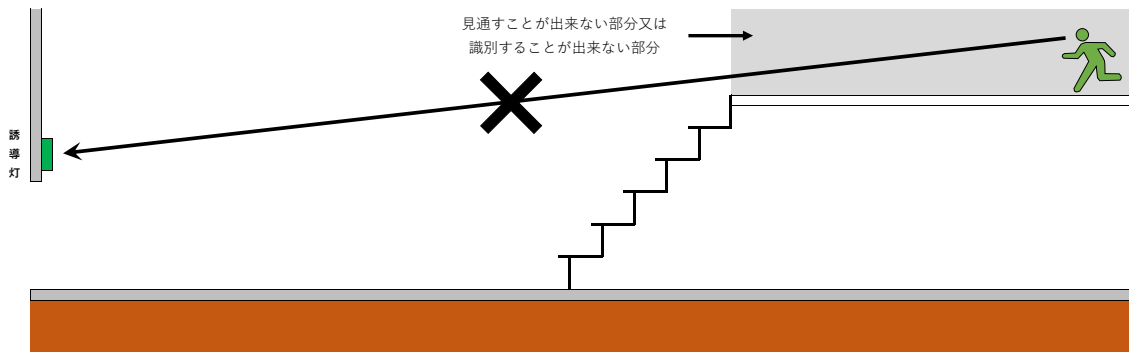
省令第28条の3第2項ただし書きに規定する「誘導灯を容易に見とおすことができない場合又は識別することができない場合」とは、次の場合が該当すること。

- (1) 壁面があり陰になる部分がある場合（第3-2-4図参照）。ただし、人が若干移動（おおむね歩行距離5m以内）することにより、誘導灯を容易に見とおすことができる場合又は識別できる場合を除く。



第3-2-4図

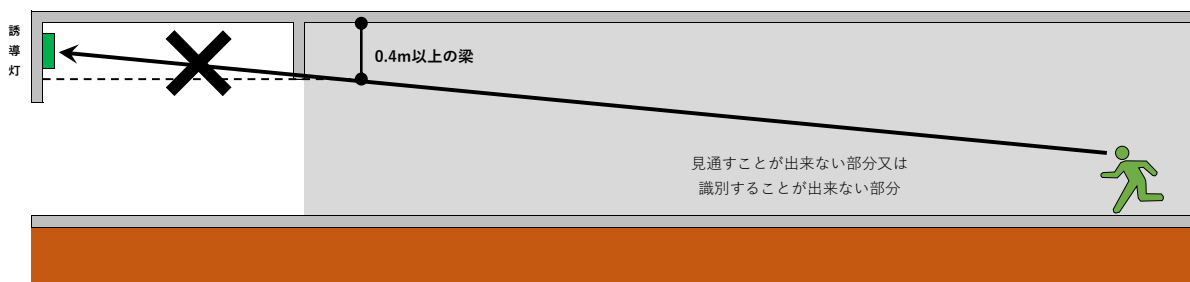
(2) 階段により階数がかかる場合（第3-2-5図参照）



第3-2-5図

(3) 0.4m以上のはり，又は防煙たれ壁がある場合（第3-2-6図参照）

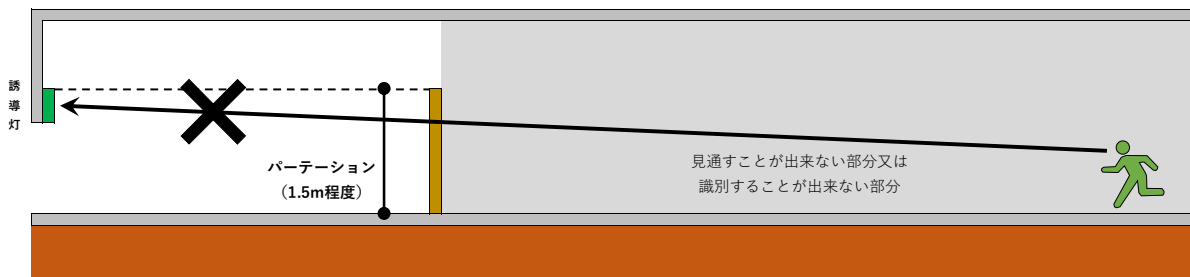
なお、吊具等により表示上部が障害物より下方にある場合は見とおせるものとするが、そうでない場合は、見とおしはきかないものとする。



第3-2-6図

(4) 一定以上の高さのパーテーション，ショーケース，棚，又は可動間仕切がある場合（第3-2-7図参照）

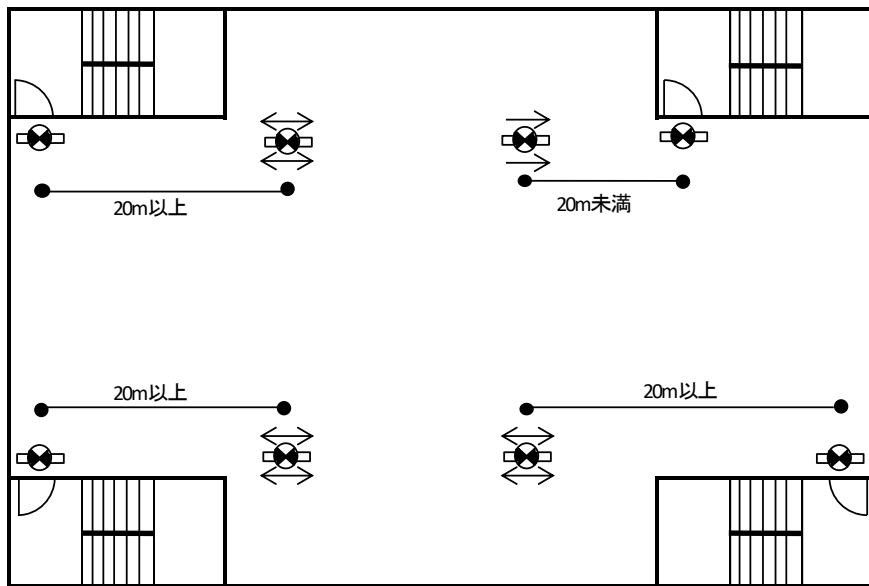
なお、一定以上の高さとは通常1.5m程度とし、誘導灯がこれらの障害物より高い位置に、避難上有効に設けられている場合には、見とおせるものとする。



第3-2-7図

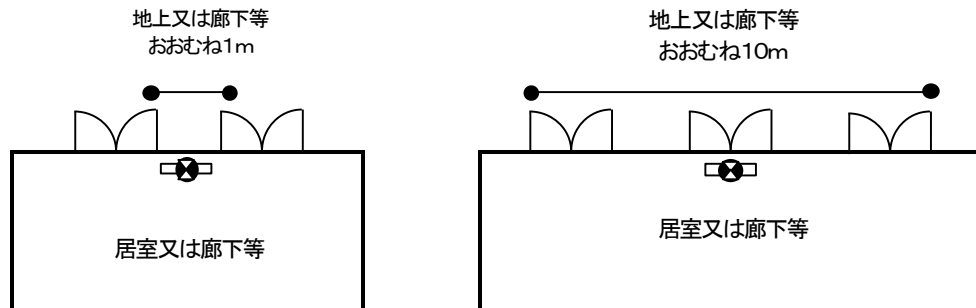
(5) 吊広告，垂れ幕がある場合
3 設置要領

- (1) 誘導灯又は誘導標識は，ランプの交換等による維持管理や気付きやすさ等を考慮して，避難口上部又はその直近で床面から誘導灯下面までの高さが1.5m以上2.5m以下となるように設置すること。ただし，建築物の構造上この部分に設置できない場合又は位置を変更することにより容易に見とおすことができる場合にあつては，この限りでない。
- (2) 避難施設への出入口が2箇所以上ある場所で，当該出入口から20m以上となる部分に設置する通路誘導灯の表示は，原則として二方向避難を明示し，その他のものは，一方向指示すること（第3-2-8図参照）。



第3-2-8図

- (3) 省令第28条の3第4項第3号の2及び誘導灯及び誘導標識の基準告示第2号，第3の2第2号に規定する「床面又はその直近の避難上有効な箇所」とは，床面又は床面からの高さがおおむね1m以下の避難上有効な箇所をいうものであること。
- 4 防火対象物の構造等を考慮して，次のいずれかに該当する場合は，政令第32条の規定を適用して，誘導灯及び誘導標識の設置を免除することができる。
- (1) 避難口及び通路誘導灯
- ア 政令別表第1に掲げる防火対象物のうち，個人の住居の用に供する部分及び廊下等
- イ 政令別表第1(5)項口に掲げる防火対象物の部分
- ウ 避難口が接近して2以上ある場合で，その一の避難口に設けた避難口誘導灯の灯火により容易に識別することができる他の避難口（おおむね10m以内にあるものに限る（第3-2-9図参照））。



第3-2-9図

- エ 第2章各論第7節 火災のとき著しく煙が充満するおそれのある場所以外の場所の取り扱い. 第1の規定に該当する場所で, 主要な避難口を容易に見とおし, かつ, 識別することができる駐車及び駐輪の用に供する部分
- オ 主要な避難口に至る歩行距離が10m以下である部分
- カ 利用者が特定される防火対象物で, 主要な避難口を容易に見通しかつ識別できる構造であって, 主要な避難口に至る歩行距離が誘導灯にあつては20m以下, 誘導標識にあつては30m以下である部分
- (2) 階段又は傾斜路に設ける通路誘導灯
非常用の照明装置により, 避難上必要な照度が確保されるとともに, 避難の方向の確認(当該階の表示等)ができる階段又は傾斜路
- (3) 客席誘導灯
非常用の照明装置により床面で0.2ルクス以上の照度が確保されているとともに, 最終避難口に誘導灯が設置されている政令別表第1(1)項口に掲げる防火対象物の部分の客席通路